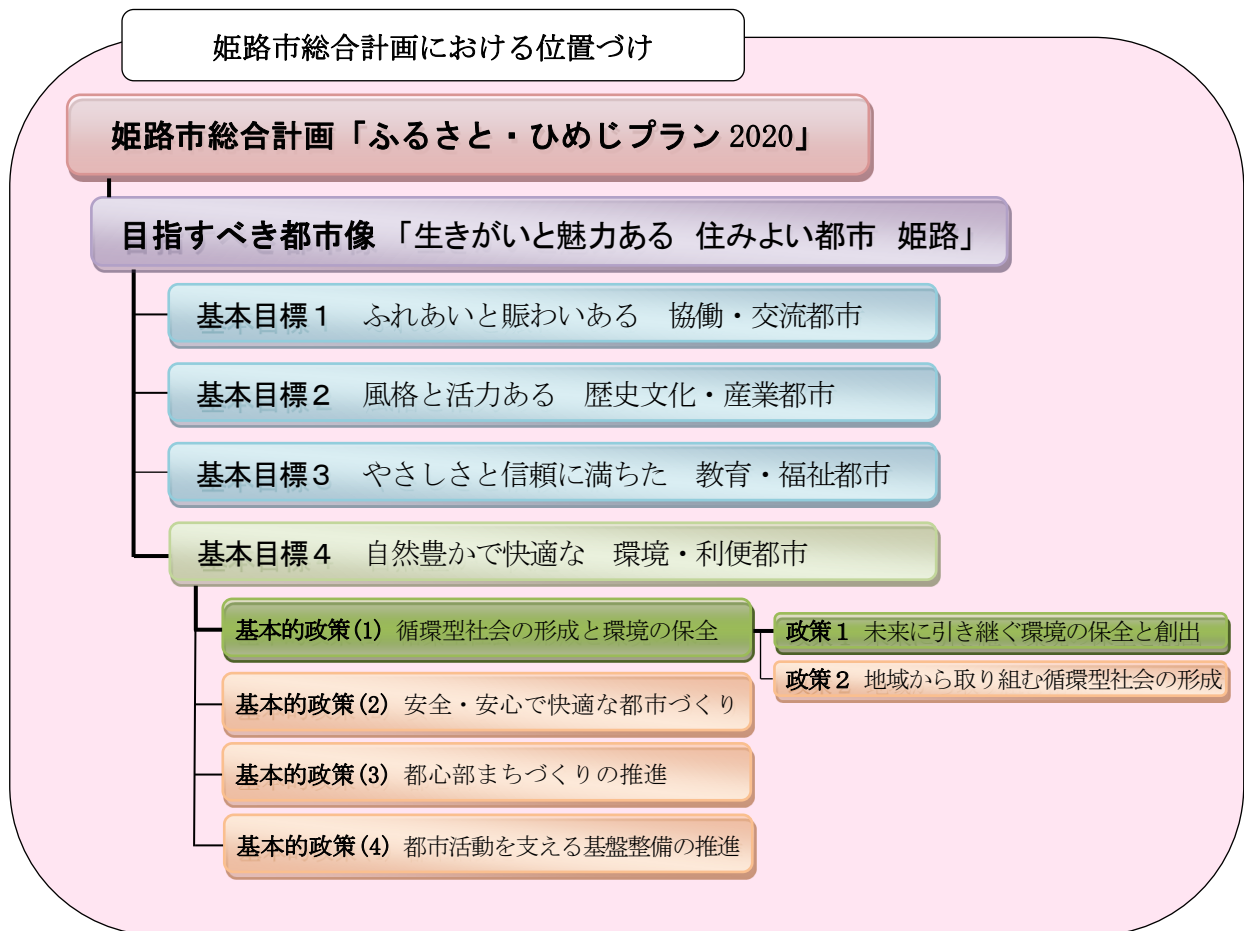


第6章 生物多様性の推進施策

基本理念「多様な生きものと共生するまちをみんなの力で未来につなぐ」に基づき、各政策分野において生物多様性の保全・再生についてアプローチします。

1 姫路市総合計画における位置づけ

姫路市は、平成21年(2009年)に長期的な展望の下、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針として姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」を策定しました。「自然との共生」、「人と人との共生」、「歴史・文化との共生」の3つの共生による「共生のまちづくり」を基本理念とし、現在・過去・未来の市民に責任を持てる持続可能な都市の姿である「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」を目指します。目指すべき都市像を実現する4つの基本目標のうち、基本目標4「自然豊かで快適な 環境・利便都市」の基本的政策1「循環型社会の形成と環境の保全」の中の政策1「未来に引き継ぐ環境の保全と創出」の中に生物多様性の取り組みは位置づけられています。





身近な生き物 ⑥ モリアオガエル



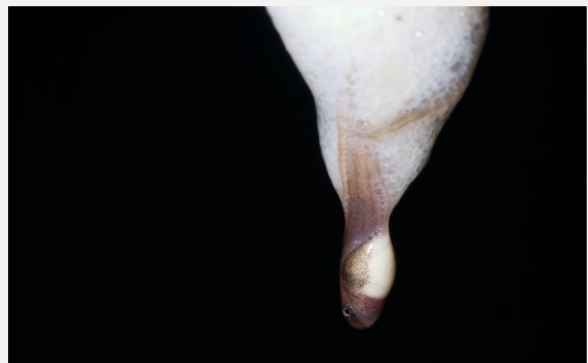
モリアオガエルは、森林にすむ中型のカエルです。繁殖期には池等に集まり、泡の塊をつくるのが有名です。



モリアオガエルは本州に見られる中型のカエルです。山地に生息し、普段は樹上で生活していますが、産卵期になると池に張り出す木などに集まり、オスは「カラカラ、コロコロ」と大きな声でメスを呼びます。6月頃に姫路市伊勢自然の里・環境学習センターでも産卵します。



卵が乾燥しないように、後ろ足でクリーム状の泡を泡立てて、その中に産卵します。



卵がふ化する頃になると、泡は溶け始めます。ふ化したおたまじゃくしは、泡と共に池に落ちます。



産卵に集まってくるモリアオガエルを狙って、木のあちこちには、ヘビが待ち構えています。



池では落ちてくるおたまじゃくしを狙って、イモリなどの天敵が待ち構えています。

2 環境施策からのアプローチ

(1) 姫路市環境基本計画 (環境政策室)

日本を取り巻く環境は、地球温暖化に起因する気候変動、エネルギー問題の深刻化等めまぐるしく変化しており、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成し、「安全」がその基盤として確保される社会の形成が求められています。

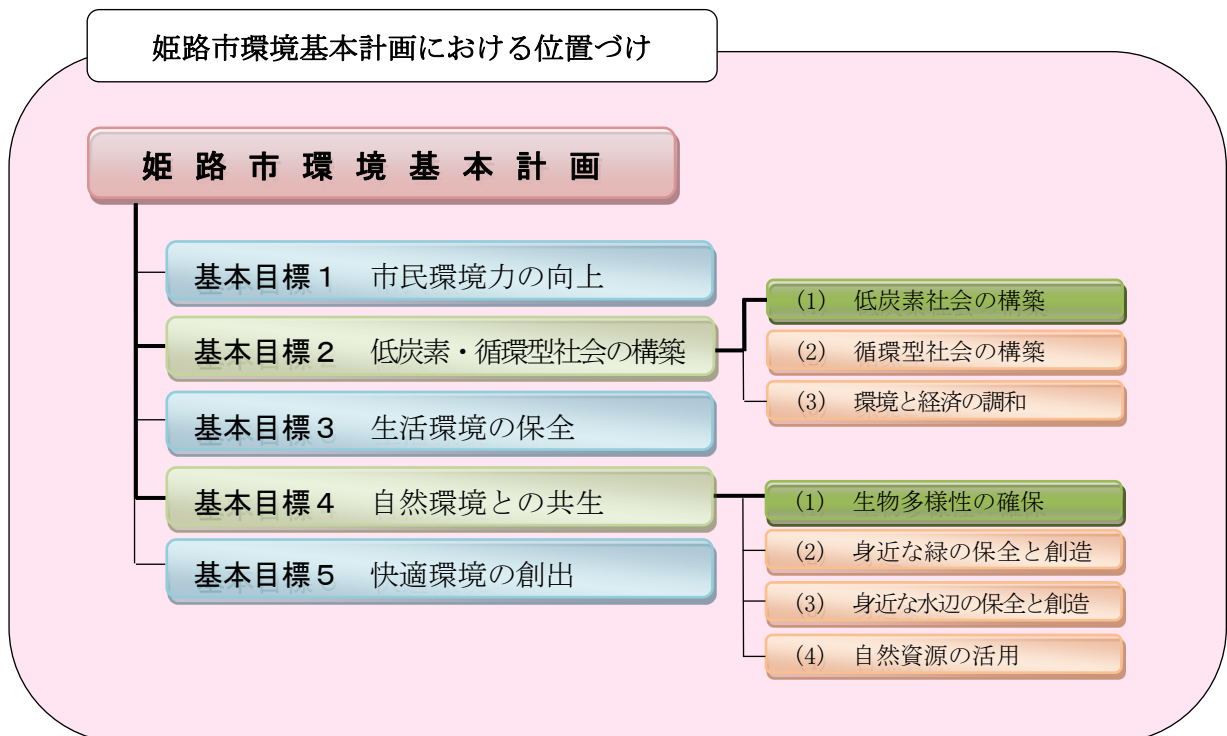
姫路市は、持続可能な社会を実現するために、平成13年(2001年)に「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定し、「姫路市環境基本計画」を策定しました。

「生物多様性の確保」については、推進施策の一つに位置付け、地球温暖化対策に係る「低炭素社会の構築」に併せて総合的かつ計画的に推進します。

姫路の環境をみんなで守り育てる条例 (抜粋)

第3条 (基本理念)

- 1 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。



姫路市環境基本計画で掲げる生物多様性に関わる具体的な施策

項 目	主 な 内 容	担当課
計画的な温室効果ガスの削減	・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進 ・環境アクション（地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	環境政策室
緑の保全と創造	・緑地の保全と緑化の推進	公園緑地課
生息・生育状況の調査・把握	・身近な生き物調査の実施 ・水生生物調査の実施 ・市川野鳥観察所の管理運営 ・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、水族館等の活用	環境政策室 公園緑地課 水族館
生息・生育空間の保全・創造	・自然保護条例に基づく保護地区や保存樹の指定・保護 ・環境保全型農業の推進 ・里山林整備事業の推進 ・針葉樹林と広葉樹林の混交林整備 ・野生動物育成林整備 ・ビオトープ推進事業の実施 ・田んぼビオトープの実践（田んぼの学校）	環境政策室 農政総務課 農林整備課 公園緑地課
貴重種等の保護	・ノジギク・サギソウの普及・促進 ・希少動物の種の保存に関する調査・研究 ・野生傷病鳥獣の保護 ・自然探勝会の開催	公園緑地課 動物園
外来生物対策の推進	・環境イベントでのパネル展示 ・水族館・動物園での生き物展示 ・特定外来生物被害対策事業の推進	環境政策室 農政総務課 公園緑地課 水族館 動物園

コラム18 小学生への環境学習支援

姫路市は、市内の小学生を対象に環境学習を推進しています。環境問題についてより理解を深めてもらうために、最新の情報を盛り込んだ環境副読本を毎年配布しています。（こども版生物多様性ひめじ戦略（3年生対象）・環境学習用ノート（5年生対象））。さらに、それらの副教材を有効に活用できるように、学校の要望に沿いながら、専門の講師を派遣して実験や授業を行う環境学習応援事業を行っています。



3 都市計画施策からのアプローチ

(1) 姫路市緑の基本計画 (都市計画課)

緑の基本計画は、「都市緑地法」第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑に関する総合的な計画です。姫路市では、平成10年(1998年)に「姫路市緑の基本計画」を策定し、平成16年と平成24年に改定を行い、この計画に基づいて公園緑地の整備、都市緑化などを推進しています。現計画の基本理念である「多様な自然と歴史を次世代につなぐ、緑の交流都市づくり」の実現に向け、以下の3つの基本方針のもと、生物多様性や生態系ネットワークにも配慮します。

都市緑地法 (抜粋)

第1条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

第2条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

姫路市緑の基本計画における位置づけ

姫路市緑の基本計画

基本理念 多様な自然と歴史を次世代につなぐ、緑の交流都市づくり

基本方針1 みんなで守る緑

基本方針2 みんなで活かす緑

基本方針3 みんなで創る緑

姫路市緑の基本計画で掲げる生物多様性に関わる具体的な施策

項 目	主 な 内 容
近郊樹林地等の保全	・市街地に残る八丈岩山等の独立丘陵や社寺林、市街地を囲む樹木地等は、緑とのふれあいの場、市街地景観形成、生物生息環境、都市気象の緩和、延焼防止等の役割を有している。これらの保全のため、法規制がなく開発のおそれがある地域では、保全策として保全配慮地区等の柔軟な手法の導入を検討する。
里山林及び農地の保全	・里山林は水源涵養や生物多様性の確保、市民のレクリエーションの役割を担っており、その保全と再生を進める。 ・市街地に隣接する農地や里山林と一体となった農地は、田園景観形成及び洪水防水機能を有しているため、それらの開発抑制に努める。
固有の自然・歴史的環境の保全	・雪彦山や明神山、家島諸島など特色豊かな自然環境や姫路城をはじめとする多様な歴史環境などの景観が将来にわたって維持されるように各種法整備のもと開発を抑制し保護に努める。 ・姫路市自然保護条例に基づき貴重な樹木などについて保存樹の指定や自然緑地保護地区、動植物保護地区の指定など保護・保全に努める。
水辺空間の保全	・市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川やため池は、都市気象の緩和や水循環、生物の多様性、景観形成、防災帯の役割を担うとともに、永続性が高く、緑の骨格をなすものであることから、治水、利水機能を確保したうえで、河畔林の育成やビオトープ保全を進める。
緑づくりに関する広報、PRの推進	・意識向上を図るための緑化イベント開催や緑化広報活動、緑化指導員の派遣等多様な機会の創出により緑への関心を高めるとともに各種活動などへの参加を促す。 ・自然観察の森、伊勢自然の里・環境学習センターを拠点として、自然環境や生物多様性への意識の高揚を図るとともに、幅広く利用者の参加を促進することにより交流の拡大を進める。
水と緑のネットワークの形成	・幹線道路における緑は、災害時の延焼防止帯や生態系ネットワークの役割を果たすとともに、主要河川との景観ネットワーク形成を図るものであることから、街路樹などの植栽や沿道の敷地内緑化などにより連続した緑の確保を進める。

（２）姫路市景観計画 （まちづくり指導課）

景観とは、見える環境の総体であり、自然環境や建築物、広告物などの物的環境とともに、市民生活や産業活動などの様子が表れるものです。姫路市は、平成 16 年に制定された我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づき、『愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち』の実現に向けて各種景観施策を展開していきます。市民や来訪者にとって愛着のもてる魅力ある景観を保全・活用していくためには、それを形成する生物多様性を含めた配慮が必要です。景観形成においては、「美しさ」、「ふれあい」、「にぎわい」といった基本的視点を持ち、それぞれの景観特性に応じながら、生物多様性に配慮した事業を展開します。

景観法（抜粋）

第 1 条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

姫路市景観計画の基本方針

姫路市景観計画

テーマ 愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち

目 標

- ①世界に誇れる「シンボル景観」づくり
- ②愛着あふれる「わがまち景観」づくり
- ③多様な主体が参画・協働する「景観まちづくり」

基本的方向

- ①姫路のまちの顔を創る
- ②姫路の伝統と風土を守る
- ③快適で魅力的な景観を育てる
- ④参画と協働の景観づくりに取り組む

・ 景観の類型化

景観を構造化して捉えた上で地域特性を踏まえて、景観類型を定めています

景観構造	景観類型
(1) 景観核	・ 都市景観核 ・ 地域景観核
(2) 景観軸	・ 都市軸（シンボル道路） ・ 産業活動軸（幹線道路） ・ 水緑軸
(3) ゾーン景観	・ 姫路城周辺景観形成ゾーン ・ 歴史的町並み景観形成ゾーン ・ 住宅地景観形成ゾーン ・ 田園集落地景観形成ゾーン ・ 水際・緑地景観形成ゾーン ・ 商業業務地景観形成ゾーン ・ 工業地景観形成ゾーン ・ 港景観形成ゾーン
(4) 眺望景観	・ 姫路城景観 ・ 山並み景観 ・ 海浜・島しょ景観



春の美しい山並み景観（飾東町）

姫路市景観計画で掲げる生物多様性に関わる具体的な方針

【ゾーン景観】主に土地利用の特性により、面的な広がりを持つ同質景観のまとまり

ゾーン景観	方 針
田園集落地景観形成ゾーン	・農地や里山の保全、農業の振興、集落環境の整備などを図り、田園が持つ多面的な機能を維持・発揮する。 ・田園環境を生かしたまちづくりや都市と農村の交流などを進め、農地、集落、里山等が調和した元気で美しい田園集落地景観の形成を図る。
水際・緑地景観形成ゾーン	・自然が豊かで憩いやレクリエーションの場となり、また地域景観の拠点ともなる公園・緑地の整備・維持管理を図る。
工業地景観形成ゾーン	・本市の工業の特徴や立地条件を生かし、秩序と活力のある工業地景観の形成を図る。 ・オープンスペースなどの緑化や環境美化を進め、工場と周辺環境の調和した景観の形成を図る。

【眺望景観】都市の広範囲を眺める風景として大景観で、都市構造や形成の歴史が表れる

眺望景観	方 針
山並み景観	・山林や谷筋、丘陵部の豊かな自然環境を保全し、市街地や集落と調和して姫路らしい景観を形づくる山並み景観を保全・育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・市街地近郊の丘陵の景観保全に向けて、開発や施設整備等に対する規制・誘導を図る。
海浜・島しょ景観	・自然海浜や島しょ部の瀬戸内らしい景観を保全・育成する。特に島しょ部では、自然環境、集落、港等が一体となった島らしい景観を保全・育成する。 ・自然環境との調和に配慮しつつ、景観を楽しめる眺望点の整備等を推進する。 ・開発や施設整備にあたっては、海辺の自然環境と調和したものとする。

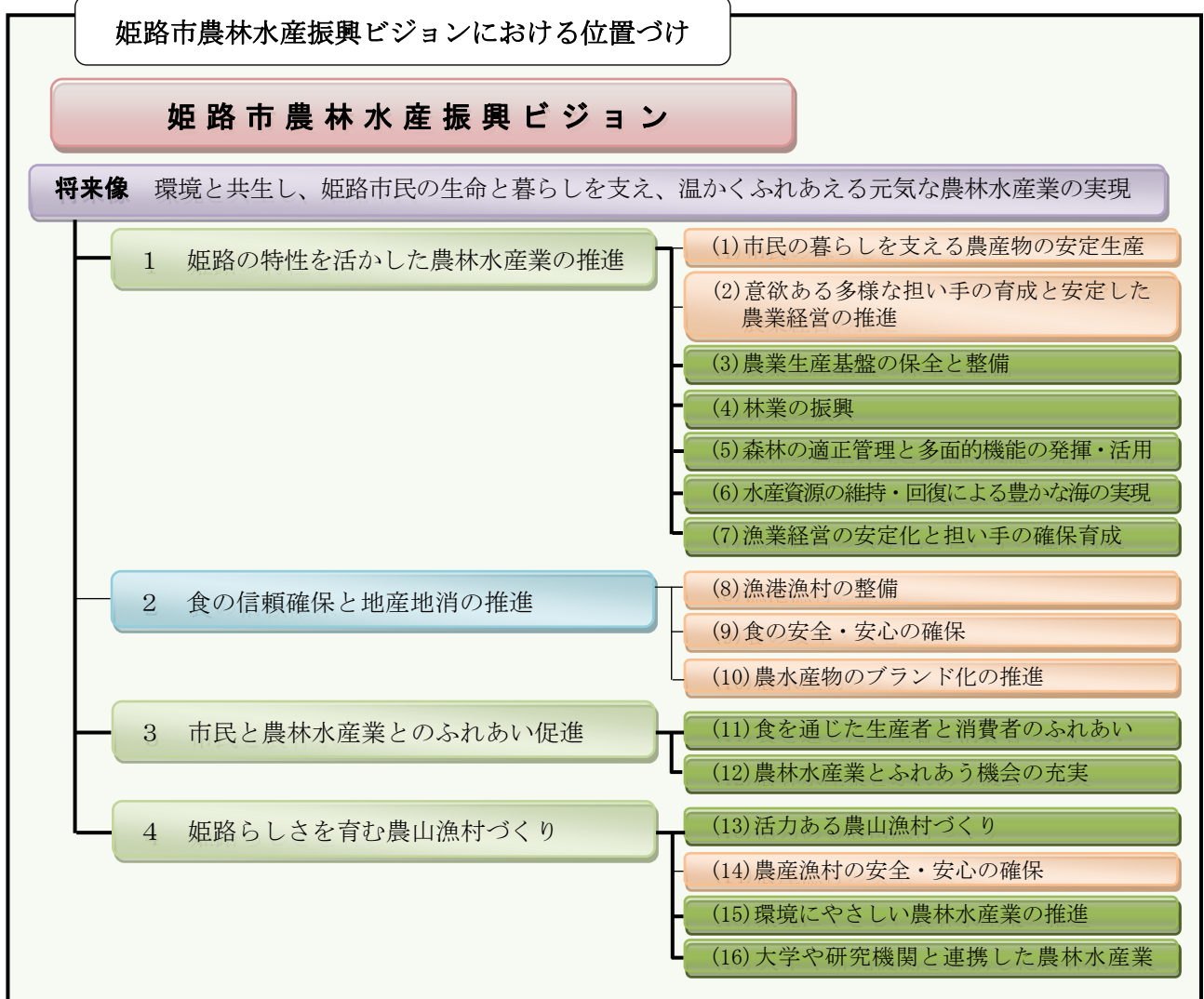


伊勢の森にすむニホンリス

4 農林水産振興施策からのアプローチ

(1) 姫路市農林水産振興ビジョン (農政総務課)(農林整備課)(水産漁港課) (農業振興センター)(北部農林事務所)

農林水産業は食料や生活物資などを供給する産業として、必要不可欠な活動であり、その生産要因である田んぼや里地、ため池などは、生態系の維持によってその役割を果たしています。これらの場所において、生物や環境への配慮を欠くことは、生物多様性に影響を与えるだけでなく、食料の安定供給や安全性をも危険にさらします。姫路市は、農林水産業が常に環境に配慮しつつ、産業として自立し、地域の暮らしとの結びつきをより深め、生産者と消費者が共に自然の恵みを享受できる活力ある農山漁村づくりを進めます。その将来像を、「環境と共生し、姫路市民の生命と暮らしを支え、温かくふれあえる元気な農林水産業の実現」と位置づけています。



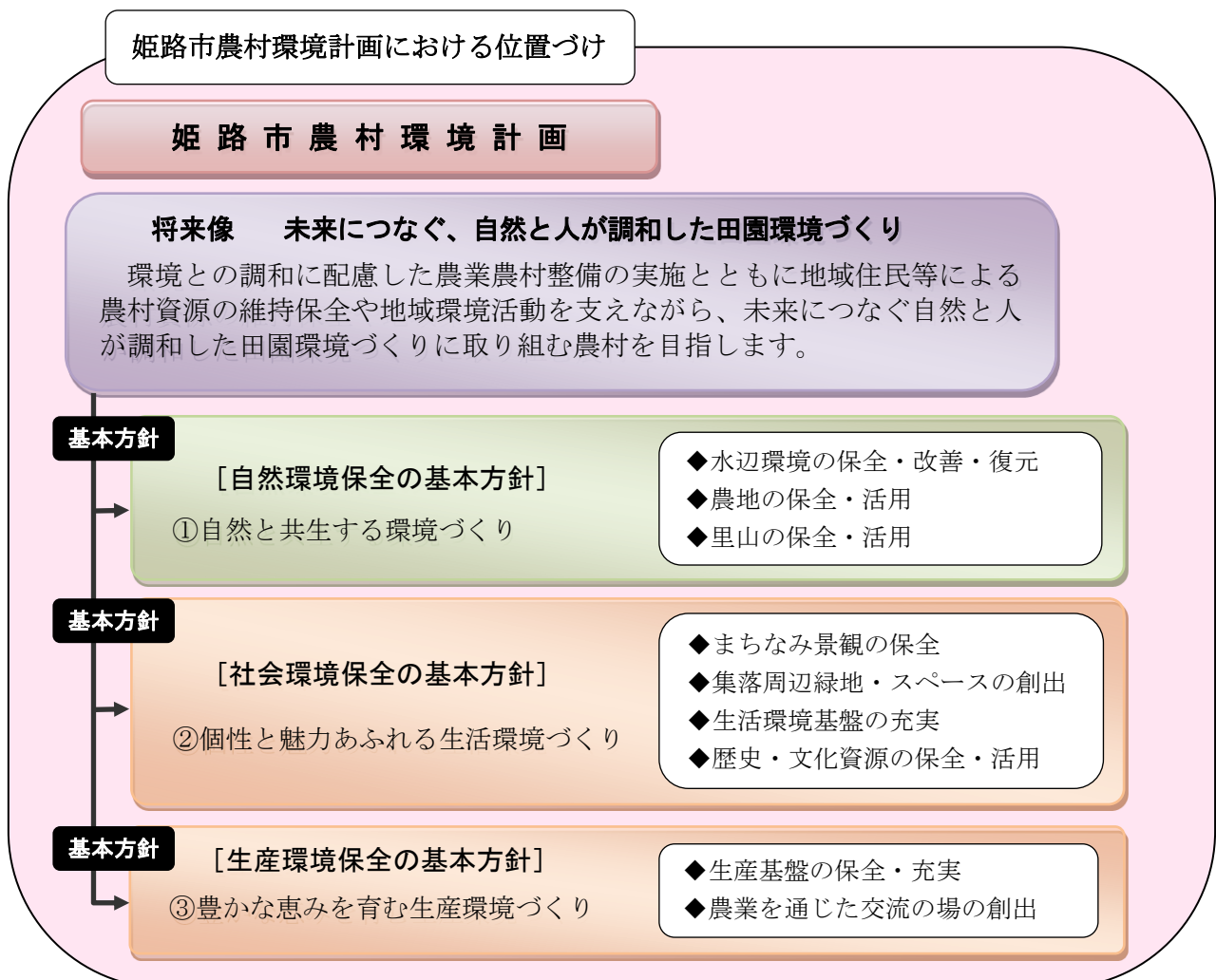
姫路市農林水産振興ビジョンで掲げる生物多様性に関わる具体的な施策

項 目	主 な 内 容	担当課
農業生産基盤の 保全と整備	・良好な生態系や景観を形成するために、多自然型排水路などを整備し、環境に配慮した多様な生物空間の創造。 ・ため池などの整備や改修前に事前に地域住民と連携した実態調査を実施し、環境と共生した多自然型整備手法の導入。	農林整備課
林業の振興	・林業の生産向上を図りつつ、森林の持つ多面的機能（水源涵養、二酸化炭素の吸収源）を維持し、持続可能な木材資源の活用を目指す。	農林整備課
森林の適正管理と 多面的機能の 発揮・活用	・樹種、林齢が異なる水土の保全能力の高い森林に誘導するため、針葉樹林と広葉樹林の混交林化など多種多様な森林づくりを推進。	農林整備課
水産資源の維持・ 回復による 豊かな海の実現	・漁場の整備や環境の保全を推進し、自然環境の影響を受けやすく、減少傾向にある貴重な水産資源の増加に努める。 ・貝類を放流し、バイオフィルター機能による水質浄化や貝殻形成による二酸化炭素の固定などにより環境と共生する。 ・漁場の海底耕うんなどにより、漁場機能の回復と保全を図り、豊かな海の実現を目指す。	水産漁港課
漁業経営の安定化 と担い手の確保・ 育成	・漁業協同組合などが行う省エネ施設などの導入を支援し、環境にやさしい漁業経営を目指す。	水産漁港課
食を通じた生産者 と消費者の ふれあい	・教育施設等で地元の農水産物の利用を促進し、食べ物の大切さや本市の気候、風土に適した地元農産物への理解を深める機会を創出する。 ・農業振興センターや稚魚育成施設で、見学などを実施し、食と農、つくり育てる漁業への関心を深めてもらう。	農政総務課 水産漁港課 農業振興センター
農林水産業と ふれあう機会 の充実	・農に親しみ、農と結びついたゆとりや安らぎを実感できるよう、市民農園などの関連施設での農業体験、トライやる・ウィークの実施や都市近郊の立地を活かした観光農園のPRなどを通して、市民と農業との交流機会の創出を図る。 ・豊かな海の大切さへの理解を深めるため、観光地びき網漁業や定置網漁業など漁業者が行う体験漁業の取り組みを支援する。	農政総務課 水産漁港課
活力ある農山漁村 づくり	・農山漁村では豊かな自然や美しい景観、伝統行事・文化など多様な地域資源に恵まれており、地域住民が愛着をもっていきいき生活できるよう地域活動を支援する。 ・農地・水・環境保全向上施策や外来生物による生態系かく乱の防止、野生生物の生息に影響を与える開発の適正管理を行い、野生生物との共存を目指す。	農政総務課 水産漁港課 農林整備課 北部農林事務所
環境にやさしい 農林水産業の 推進	・森林、農地、藻場等がもつ二酸化炭素削減効果と併せて、生産、加工、流通、消費の各段階から発生する廃棄物や未利用資源の多面的な活用を総合的に進め、環境保護を行う。 ・バイオマス資源の利活用によるリサイクル資源について、飼料やたい肥、新たな素材などへの有効な循環利用を図る。 ・市域の自然資源を本市の農林水産業の強みと位置づけ、山間地域と農村部、海辺部の連携強化を図る。	農政総務課 水産漁港課 農林整備課
大学や研究機関 と連携した 農林水産業の展開	・地元大学をはじめとした教育機関や研究機関及びNPO法人と連携し、本市の農林水産業の振興施策に努める。	農政総務課 水産漁港課 農林整備課

（２）姫路市農村環境計画 （農林整備課）

これまでの農業・農村は、食料生産の場としての「生産環境」と地域住民の住環境や交流の場としての「社会環境」が重視されてきました。しかし、近年では、多様な環境問題の顕在化により「自然環境」が注目され、これらの環境要素は農業・農村にとって欠かすことのできないものとなっています。これらのバランスを崩した整備を推進することは、農業・農村の有する多面的機能を損ない、中長期的な視点からみると、地域の存立を危うくすることにつながります。このため、今後の農業・農村を考えるうえで、これまで特に軽視されがちであった「自然環境」に配慮し、3つの環境のバランスを考慮した方向を提示していく必要があります。

姫路市農村環境計画は、環境と調和した農業農村整備事業を推進していくための指針となるものです。今後の農業農村整備の実施にあたっては、本計画に基づく環境配慮方策を展開していくこととなります。



姫路市農村環境計画で掲げる生物多様性に関わる具体的な施策

【エリア別環境配慮方針】

エリア	主な内容	環境配慮の視点	整備関連
水辺エリア	水辺環境の保全・改善・復元	・動植物の生息環境の確保	・多自然型水辺環境整備の推進 ・魚道・多段式落差工等の整備の推進
		・水辺景観の保全	・水際の植生管理の推進 ・水辺の修景整備の推進
		・水質の保全	・下水道整備等の促進 ・水質浄化機能の整備の推進
		・維持管理作業性の確保	・階段、スロープ、転落防護柵等の設置の推進
		・親水空間の確保	・河川親水整備の促進 ・ため池親水整備の推進
農地エリア	農地の保全・活用	・動植物の生息環境の確保	・動植物の生息環境に配慮した生産基盤整備の推進
		・田園景観の保全・創出	・沿道の植栽の推進
	集落周辺緑地・スペースの創出	・自然体験の場の確保	・ビオトープ整備の検討
		・野生鳥獣との共存(鳥獣害防止対策)	・侵入防止柵の設置
	生産基盤の保全・充実	・緑地の確保	・秩序ある土地利用の推進 ・沿道の植栽の推進
		・生産機能の確保	・環境との調和に配慮した生産基盤整備の推進
里山エリア	里山の保全・活用	・里山の適正な維持管理	・森林整備の促進 ・市民活動をつうじた里山保全活動の促進
		・自然体験の場の確保	・遊歩道等の整備の推進
		・野生鳥獣との共存(鳥獣害防止対策)	・育成林整備の推進
集落エリア	まちなみ景観の保全	・まとまりある景観の保全	・秩序ある土地利用の推進
	集落周辺緑地・スペースの創出	・緑地の確保	・植栽・植樹の推進
		・オープンスペースの確保	・公園・広場の整備の推進

【地域別における環境保全の基本方針】

①姫路東部地域「水・緑・歴史がおりなす風土記のまち」

優良農地と豊かな自然環境を良好な状態で保つとともに、歴史的町並みや史跡等の歴史文化遺産等を活用した地域の魅力を楽しむ農村づくりに努めていきます。

②姫路西部地域「豊かな自然と歴史に包まれた田園文化のまち」

書写山や桜山貯水池をはじめとする豊かな自然環境と菅生川・大津茂川・林田川流域に広がる田園地域の保全、地域に点在する歴史文化遺産の保全・活用に努めていきます。

③夢前地域「豊かな自然を活かす ふれあいと交流のまち」

清流夢前川と菅生川や雪彦山をはじめ、良好な田園環境の保全に努め、観光・交流に豊かな自然を活用するなど、魅力ある環境の創出に努めていきます。

④香寺地域「文化が香る ゆとりと潤いのある田園居住のまち」

西播丘陵が広がる丘陵・田園地域として、優良農地の保全を図り、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある集落の形成に努めていきます。

⑤安富地域「ふるさとの原風景が残る癒しのまち」

雪彦山や鹿ヶ壺等の水と緑とかがしが織りなすのどかな田園風景など、魅力あるふるさと景観の保全を図り、心の癒しの場として活用を図っていきます。

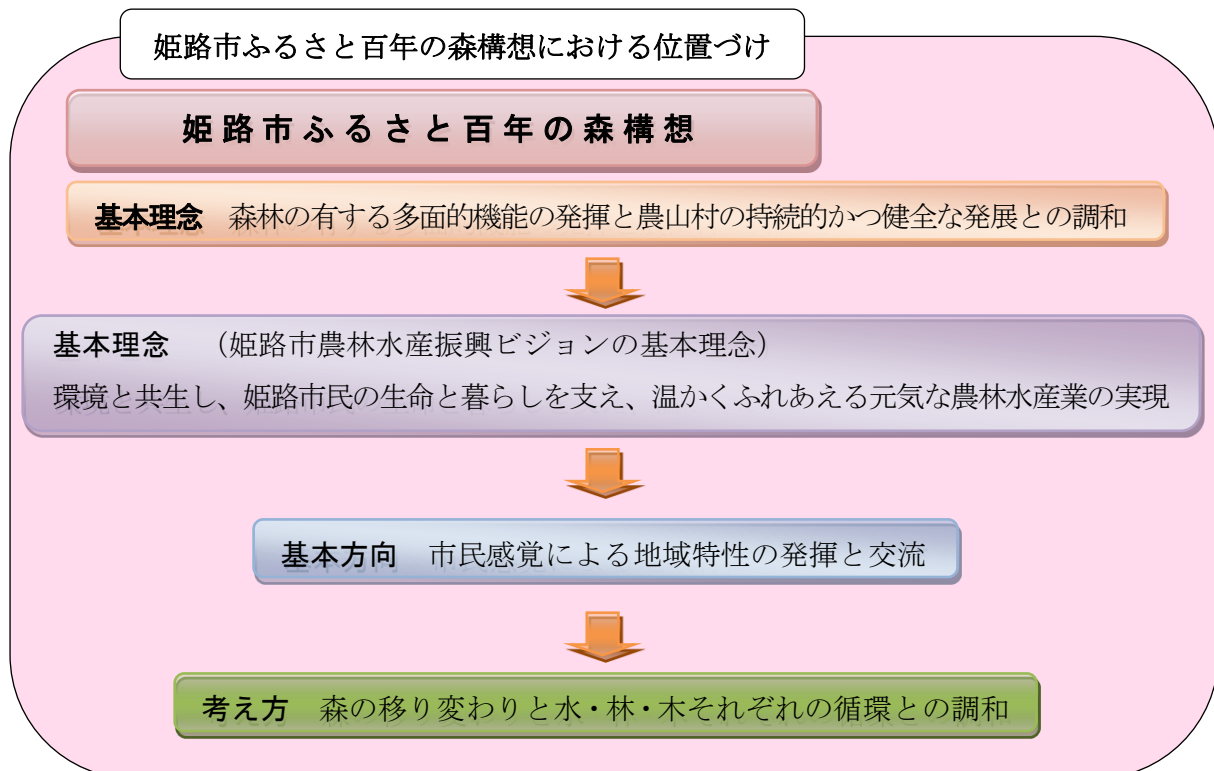
(3) 姫路市ふるさと百年の森構想 (農林整備課)

姫路市の森林は、人工林面積約 12,000ha、天然林面積約 18,000ha、竹林面積約 200ha であり、これらの森林を適正に管理することは、市民の生活を支える豊かな水を育み、災害に強い森をつくり、レクリエーション、景観、文化及び教育の場などの面においても非常に重要な役割を果たしています。姫路市ふるさと百年の森構想は、「姫路市農林水産振興ビジョン」をより具体化する実施方針として、「森林法」を基に中長期的な視点に立ち、森林・林業のあるべき姿や森林整備の具体的な方法や基準などを明らかにする森林・林業のマスタープランとして位置づけられています。その中で、植生遷移の進行や、シカ食害による下層植生の減少等の要因で生物多様性が低下していることについて、懸念し、方針において重点的に配慮します。

森林法 (抜粋)

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の持続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。



姫路市ふるさと百年の森構想でめざす森林

現在の森林の姿	管理方法	めざす森林		
		将来の森林の姿	具体的な姿	人の関わり方
人工林 (スギ、ヒノキ)	5-10 年毎に間伐	スギ、ヒノキ林	立木間隔 4-6m 下層植生が豊富	生業の森 防災の森 共生の森 学びの森
		針広混交林		
天然林 (マツ、竹、広葉樹)	低林管理 高林管理 自然植生遷移 (照葉樹林)	照葉樹林 ヤマザクラ景観保全林 (姫路城借景) アカマツ二次林 アカマツ自然林	生物多様性が豊か (40-60 種の植物) 希少生物の保護	学びの森 ふれあいの森 (ふるさと里山回廊) 共生の森 (野生動物の共生林、 魚つき林) 景観の森

姫路市ふるさと百年の森構想で掲げる生物多様性に関わる具体的な施策

課 題	主 な 内 容
森林に対する関心と理解	・総合案内の設置 ・マスコミとの連携 ・ホームページの活用 ・出前講座の開催 ・イベント、ツーリズムの開催 ・全国大会での発表
森の移り変わりと水・林・木 それぞれの循環との調和	・地籍調査の拡充 ・交流林道、集落間林道の検討 ・侵入竹林の整備 ・各事業の関連性と流れ ・人工林に偏った整備の見直し ・二酸化炭素の排出権取引 ・間伐材の需要拡大

5 教育振興施策からのアプローチ

(1) 姫路市教育振興基本計画 (教育委員会)

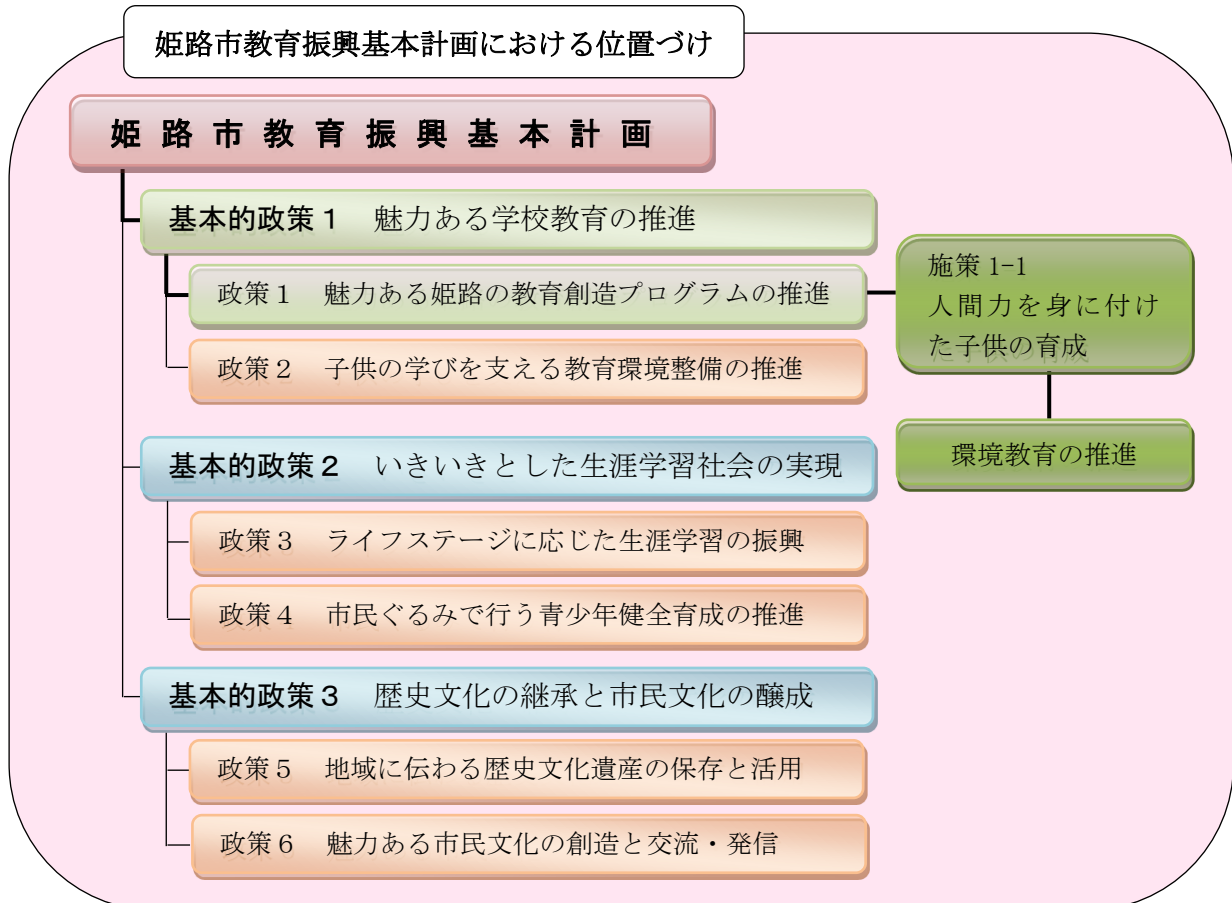
姫路市では、「教育基本法」に基づく、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「姫路市教育振興基本計画」を策定しています。その中の「環境教育の推進」事業において、里山、水辺などの自然での体験活動を通して、季節に応じて樹木や池などにすむ生き物の様子が変わっていくことを観察するなど四季の変化を肌で感じることで、生命の大切さや自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育てることとしています。

教育基本法 (抜粋)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



姫路市教育振興基本計画で掲げる生物多様性に関わる具体的な施策

項 目	主 な 内 容
環境教育の推進	里山、田畑、水辺、地域の自然及びビオトープなどでの体験活動を通して、季節に応じて樹木やその周辺の生物、草むらや池の生物の様子が変わっていくことを観察するなど四季の変化を肌で感じることで、生命の大切さや自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育てる。 環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクルなどの環境問題や環境保全について果たすべき責任と役割を理解させ、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動できる実践力を育む。

コラム19 ハイブリッド戦士 サムライガー

姫路市は、子どもたちに楽しく環境問題へ関心を持ってもらうために、環境ヒーロー「ハイブリッド戦士 サムライガー」による環境学習や啓発活動を実施しています。

市内の保育園、幼稚園、小学校等を対象に公演を行い、子どもたちに環境問題への関心を植え付け、環境にやさしい行動に取り組むきっかけづくりとなるよう、「ゴミを減らそう」「自然を守ろう」などをテーマに「楽しく環境を学ぶ場」を提供しています。



コラム20 庭木に見られる先人の知恵

播磨地方には、かつて「播磨五木（ごぼく）」や「播州五木」と呼ばれる、5種類の樹木を庭木として植えることが奨励された時代がありました。

その5種類は、モッコク、カシ、クロマツ、ナンテン、モクセイなど諸説ありますが、いずれも常緑の中高木で、防災、防風林の役割に適していたり、カナメモチ（要）、クロガネモチ（金持ち）やヒイラギ（厄払い）など語呂合わせや風習から選ばれていたようです。私たちの先人は、庭木など身の回りの環境においても、生物多様性を熟知し、その恵みを活用してきたことがよくわかります。



第7章 戦略の効果的推進

1 各主体の役割

生物多様性の生態系サービスは、市民一人ひとり、すべての人にいろいろな形で関わっています。そのため、生物多様性を保全し、将来にわたって持続的に利用していくためには、各主体が、それぞれの状況に応じて自主的に取り組むことが大切です。さらに、主体間においてもさまざまな形で協力・連携を図る必要があります。

姫路市は、国や県、連携市町、市民活動団体や事業者等と協力・連携を図り、効率的な取り組みが図られるような仕組みづくりを進めます。

市の役割

- 市域の生物多様性のモニタリングと把握
- 市民の生物多様性の認知や理解の浸透のための取り組み
- 事業者や生産者への人と自然の関わりを見直すための意識付け
- 姫路市の地域固有の特徴を踏まえた、国、県が主導する施策との連携、協働体制の構築
- 市が主導する施策における各地域の固有の特徴を踏まえた生物多様性の保全の推進
- 市域を越えて、広域で取り組むべき事業における連携市町等、各自治体との情報交換などの連携
- 次世代の人的資源を育てる環境教育として、地域の自然とふれあう機会を増やすなど、いのちのつながりやその大切さを学ぶための持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
- 事業者、研究者、市民活動団体、市民間の情報交換ネットワークの構築
- 市民活動団体、市民などへの支援体制の構築

市民の役割

- 生物多様性を理解する努力と、自然、生物への愛護
- 生物多様性を自らの問題として認識し、その配慮についての実践力
- 生物多様性に配慮した商品やサービスの選択的購入などエコライフの実施
- 生物多様性の保全活動における家族、地域住民との協力

市の支援体制

- 市民が行う自然環境、生物多様性の保全、緑化運動に配慮した活動、または環境教育の自主的な取り組みについて、必要な情報提供、アドバイザーの派遣、環境学習教材の貸出しを行う仕組みづくりを進めます。
- 出前講座、各種イベントを通して、生物多様性や環境学習について啓発活動を行い、市民がこれらを自分の問題として捉え、自ら実践していくための取り組みを支援します。

市民活動団体の役割

- 自然環境、生物多様性の保全に配慮した活動の実施
- 生物多様性モニタリングへの協力
- 自然環境教育等のプログラムの提供、講師としての参加
- 市民参加の機会提供

市の支援体制

- 市民活動団体が行う自然環境、生物多様性の保全に配慮した活動、または環境教育の自主的な取り組みについて、必要な情報の提供、アドバイザーの派遣、環境学習教材の貸出しを行う仕組みづくりを進めます。
- 地域や市民活動団体の中心的な役割を担うことができる環境学習リーダーの養成に努めます。さらに、各団体が連携できるように、環境への取り組みに参画・体験できるイベント等の場を創出します。

事業者の役割

- 原材料の確保等の生産活動、流通、販売、また、販売後の消費者による使用時・使用後の廃棄、回収、再利用などにおける生物多様性への配慮
- 社会貢献活動としての生物多様性の保全活動、環境学習などの実施
- 市など他の団体との連携の構築

市の連携体制

- 事業者が行う生物多様性の保全および持続可能な利用に配慮した事業活動、環境啓発等の自主的な取り組みについて、必要な情報の提供、アドバイザーの派遣、環境学習教材の貸出を行う仕組みづくりを進めます。
- 事業者と連携して、市民が環境への取り組みに参画・体験できるイベント等の場を創出します。

研究者の役割

- 生物多様性に関する基礎的、応用的研究の実施
- 研究によって得られた情報の発信、普及啓発
- 研究成果を応用した技術開発
- 研究成果、入手した情報の適正な管理

市の連携体制

- 生物多様性の研究成果や最新の情報を市の施策に反映するために、大学等の研究機関や民間の研究者と連携し、情報交換を図ります。
- 研究者の最新の情報や知見を市民や子どもたちへの環境教育に活かせるように、出前講座、各種イベントを開催します。

2 戦略の進行管理

生物多様性の保全と持続可能な利用について、質の向上を図るためには、地域戦略の取り組みの実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取り組みへとつなげることが重要です。また、年々変化する生物多様性を取り巻く情勢を速やかに戦略に取り入れる必要があります。そこで、当初計画に縛られることなく、順応的な管理を行います。

計画推進の仕組み（PDCA サイクル）

PDCA サイクル

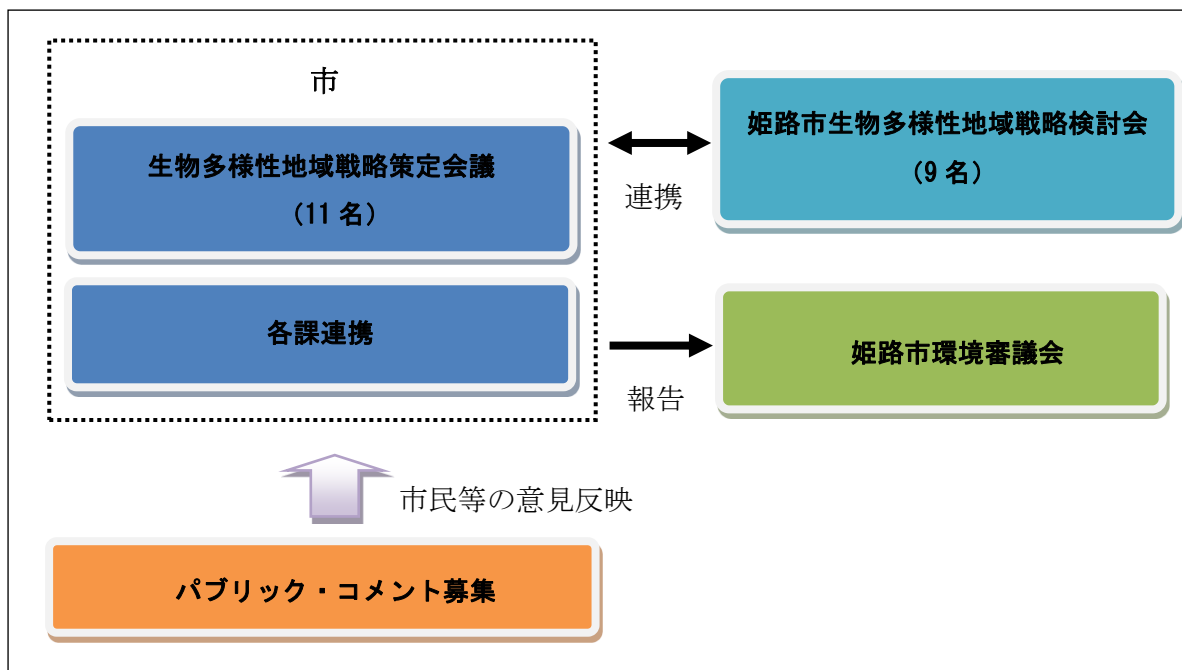
Plan（計画）	生物多様性ひめじ戦略の策定
Do（取り組み）	10 の個別戦略の実施、推進計画の実施
Check（点検・評価）	取り組みの実施状況等の点検・評価
Action（見直し）	地域戦略の見直し、推進計画の見直し



3 戦略の見直し

戦略の期間は、平成 37 年(2025 年)までですが、平成 32 年(2020 年)に地方自治体等の多様な主体の地域戦略が整い、また国家戦略も見直されることから、それらの戦略と整合性を図るために、平成 33 年(2021 年)を目処に中間の見直しを検討します。

4 生物多様性ひめじ戦略の策定体制

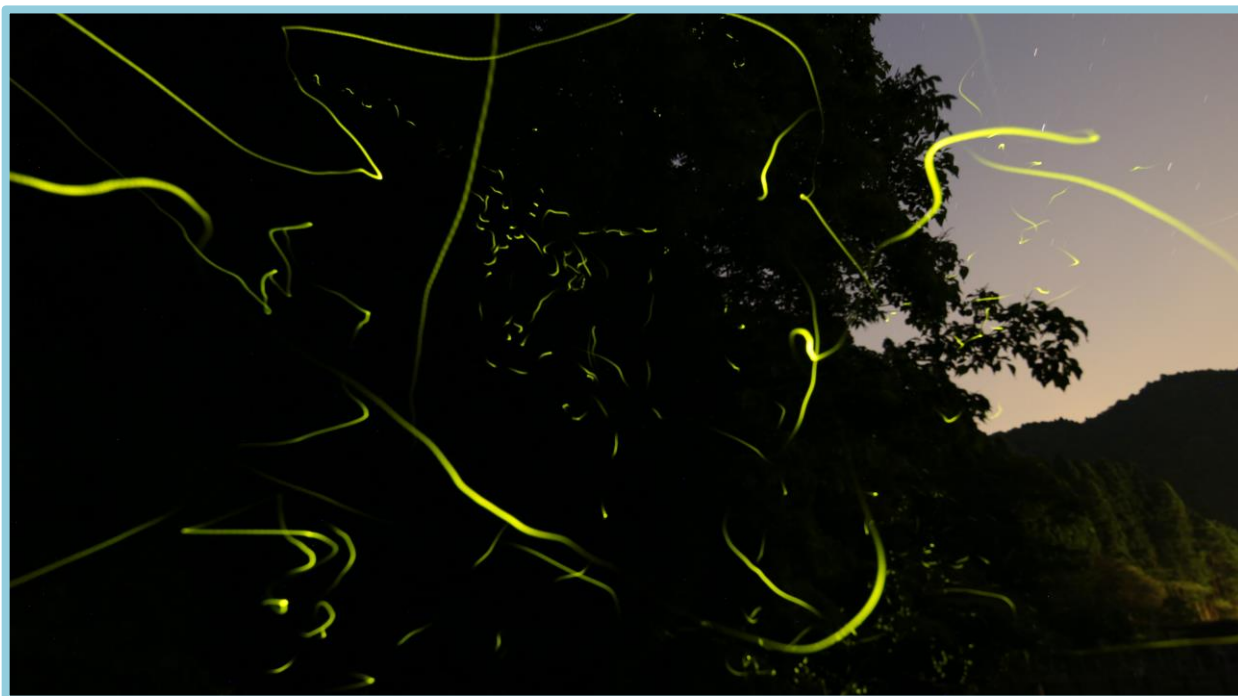


(1) 生物多様性地域戦略策定会議 委員名簿

役 職	所 属
委 員 長	環境局長
副委員長	環境政策室長、公園部長
委 員	関係課長
	産業局
	農政総務課長
	水産漁港課長
	農林整備課長
	観光交流局
	動物園長
	下水道局
	河川整備課長
	教育委員会事務局
	学校指導課長
	水族館長
	姫路科学館長

(2) 姫路市生物多様性地域戦略検討会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
有 識 者	相坂 耕作	赤松の郷 昆虫文化館 館長
	家永 善文	元姫路科学館 館長
	枋本 武良	NPO 法人 日本ハンザキ研究所 理事長
	中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長
	山村 充	兵庫県立大学 環境人間学部 学部長
市民関係	崎谷 久義	‘ふるさとの原風景再生プロジェクト’ 太市の郷 代表
	松下 陽子	NPO 法人 日本ハンザキ研究所 理事
	圓尾 哲也	西播愛鳥会 会長
行 政	四方 俊郎	兵庫県西播磨県民局県民交流室 環境参事



姫路市伊勢自然の里・環境学習センターのゲンジボタルの光跡